

鳥取県警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第95号

鳥取県警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察手数料の免除に関する規則（平成17年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「移動表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「移動後表細目」という。）が存在する場合には、当該移動表細目を当該移動後表細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（表の細目の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前									
<p>（警察手数料の免除）</p> <p>第2条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号。以下「条例」という。）第4条の規定による警察手数料の免除は、次の表の左欄に掲げる警察手数料の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる免除事由のいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。</p>		<p>（警察手数料の免除）</p> <p>第2条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号。以下「条例」という。）第4条の規定による警察手数料の免除は、次の表の左欄に掲げる警察手数料の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる免除事由のいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。</p>									
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>免除事由</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 条例第2条第1項第23号（同号イに掲げる区分に係るものに限る。）及び第27号に掲げる事務に係る手数料</td><td>地方公共団体の職員がその職務上の必要により銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第2号に規定する救命索発射銃又は麻醉銃を所持するとき。</td></tr></tbody></table>	区分	免除事由	1 条例第2条第1項第23号（同号イに掲げる区分に係るものに限る。）及び第27号に掲げる事務に係る手数料	地方公共団体の職員がその職務上の必要により銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第2号に規定する救命索発射銃又は麻醉銃を所持するとき。		<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>免除事由</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料</td><td>(1)～(5) 略 (6) <u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人</u>又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が慈善又は援助のために道路を使用するとき。</td></tr></tbody></table>	区分	免除事由	1 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料	(1)～(5) 略 (6) <u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人</u> 又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が慈善又は援助のために道路を使用するとき。	
区分	免除事由										
1 条例第2条第1項第23号（同号イに掲げる区分に係るものに限る。）及び第27号に掲げる事務に係る手数料	地方公共団体の職員がその職務上の必要により銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第2号に規定する救命索発射銃又は麻醉銃を所持するとき。										
区分	免除事由										
1 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料	(1)～(5) 略 (6) <u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人</u> 又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が慈善又は援助のために道路を使用するとき。										
<table border="1"><tbody><tr><td>2 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料</td><td>(1)～(5) 略 (6) <u>一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が慈善又は援助のために道路を使用するとき。</u></td></tr><tr><td>3 略</td><td>(7)～(9) 略</td></tr></tbody></table>	2 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料	(1)～(5) 略 (6) <u>一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が慈善又は援助のために道路を使用するとき。</u>	3 略	(7)～(9) 略		<table border="1"><tbody><tr><td>1 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料</td><td>(1)～(5) 略 (6) <u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人</u>又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が慈善又は援助のために道路を使用するとき。</td></tr><tr><td>2 略</td><td>(7)～(9) 略</td></tr></tbody></table>	1 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料	(1)～(5) 略 (6) <u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人</u> 又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が慈善又は援助のために道路を使用するとき。	2 略	(7)～(9) 略	
2 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料	(1)～(5) 略 (6) <u>一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が慈善又は援助のために道路を使用するとき。</u>										
3 略	(7)～(9) 略										
1 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料	(1)～(5) 略 (6) <u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人</u> 又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が慈善又は援助のために道路を使用するとき。										
2 略	(7)～(9) 略										

附 則

この規則は、公布の日から施行する。